

喜多方地方広域市町村圏組合 公共施設等総合管理計画

令和6年3月策定

令和7年3月改定

喜多方地方広域市町村圏組合

目次

第1章 計画の目的等	1
1 策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 組合の概要	2
4 対象施設	3
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	4
1 公共施設等の状況	4
2 人口の見通し	7
3 財政の状況	8
4 更新費用の推計	10
5 財源の状況及び今後の見通し	10
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	11
1 計画期間	11
2 取組体制の構築及び情報共有	11
3 現状や課題に関する基本認識	11
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12

第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	14
1	廃棄物処理施設	14
2	火葬場施設	15
3	消防施設	15
4	光ケーブル	15
第5章	フォローアップの実施方針	16
1	進行管理	16
2	全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	16
3	情報の公開	16
参 考	将来更新費用の推計の考え方	17
	費用の推計についての共通事項等	17

第1章 計画の目的等

1 策定の目的

近年、公共施設等の老朽化対策が課題となっており、本組合においても、保有している施設の老朽化の進行により、多くの施設が更新時期を迎えることとなります。

また、東日本大震災などの災害や新型コロナウイルスを教訓とした防災対策・危機管理等の新たな行政需要や、住民のニーズの多様化への適切な対応も求められています。

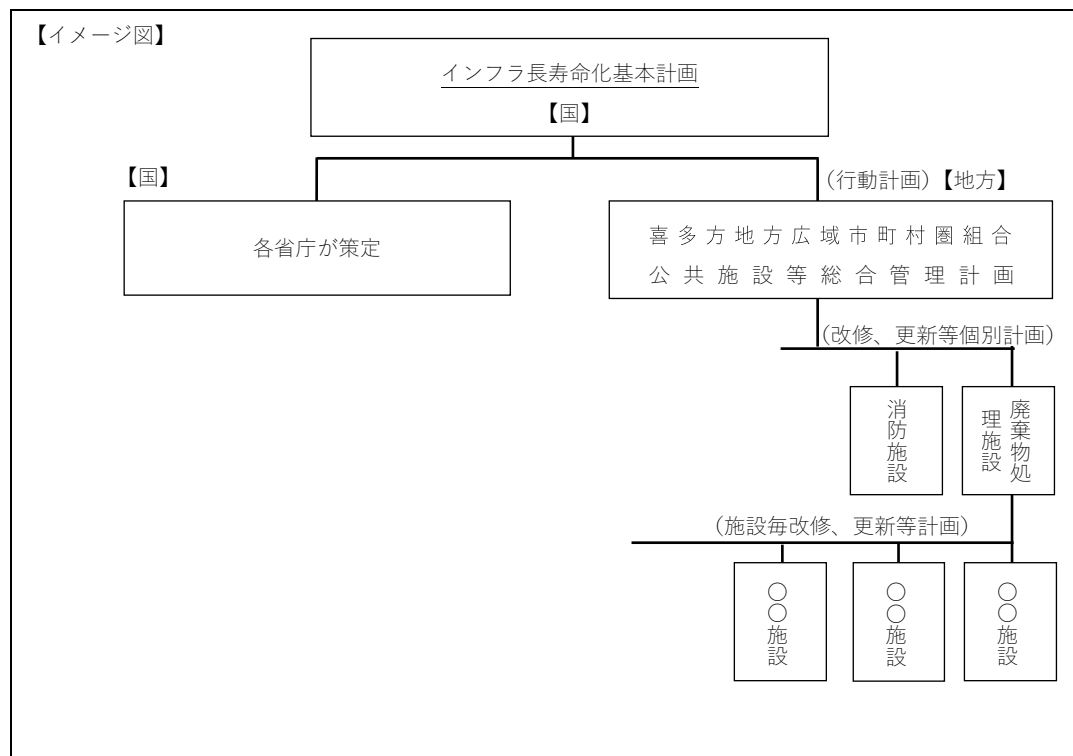
その一方で、人口減少や少子高齢化の進行により構成市町村の財政状況は厳しさを増すことが懸念される中、本組合の財源の多くが構成市町村からの負担金であることから、今後も健全で計画的な財政運営を確保しながら、公共施設等を適正に維持管理していく必要があります。

喜多方地方広域市町村圏組合公共施設等総合管理計画は、本組合が保有する公共施設等について、施設の現状や将来の見通しを踏まえて今後の課題を整理し、公共施設等の管理に関する今後の基本的な方向性を定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化及び維持管理等、今後の本組合公共施設のあり方についての基本的な方針として策定します。

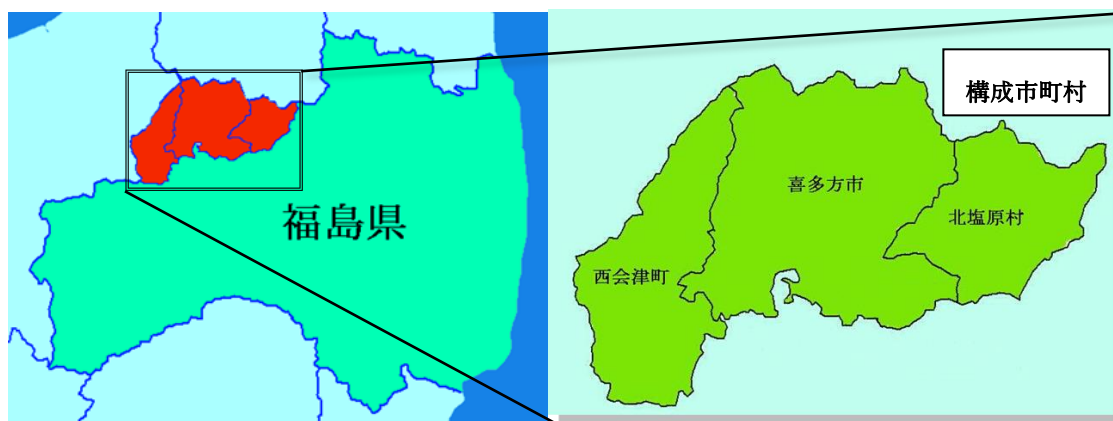
なお、これは、本計画の具体的な方策として今後策定する各施設の改修計画等個別計画の指針となるものです。



3 組合の概要

- ・組合の名称：喜多方地方広域市町村圏組合
- ・設立年月日：昭和 46 年 4 月 1 日
- ・構成市町村：喜多方市、北塩原村及び西会津町（1 市 1 町 1 村）
- ・圏域の面積：1086.89 k m²
- ・人口及び世帯数（福島県現住人口調査月報（令和 6 年 2 月 1 日現在）による）

	人 口（人）	世帯数（戸）
喜 多 方 市	4 2, 2 7 8	1 6, 0 7 6
北 塩 原 村	2, 3 0 7	1, 0 0 0
西 会 津 町	5, 2 6 9	2, 2 7 7
計	4 9, 8 5 4	1 9, 3 5 3



【共同処理する事務】

- (1) 喜多方地方広域事業計画（組合市町村の一体的な地域振興を図るための計画をいう。）の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (2) 消防に関すること（ただし、消防団に関するものを除く。）。
- (3) し尿及びごみの処理に関すること。
- (4) 救急医療体制の整備に関すること。
- (5) 研修に関すること（ただし、組合市町村が独自で行うものを除く。）。
- (6) 斎場の設置及び管理運営に関すること。
- (7) 喜多方プラザの管理、運営に関すること。
- (8) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条に規定する介護認定審査会の設置及び同法第 38 条第 2 項に規定する審査判定業務に関すること。
- (9) 喜多方地方広域的な地域情報通信ネットワーク（組合市町村内の情報ネットワークをいう。）の整備及び管理運営に関すること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条に規定する審査会の設置及び同法第 26 条第 2 項に規定する審査判定業務に関すること。

4 対象施設

本計画では、本組合が所有する全ての公共施設及びインフラ施設を分類し、下記のとおりとします。

区分	用途分類	施設分類	施設名称
公共施設	廃棄物処理施設 4 分類 計 11 施設	し尿処理施設 4 施設	塩川工場（事務所）
			塩川工場（し尿処理施設）
			塩川工場（汚泥処理棟）
			塩川工場（汚泥乾燥焼却棟）
		可燃ごみ処理施設 4 施設	山都工場（焼却施設）
			山都工場（車庫）
			山都工場（灰固形化施設）
			山都工場（水銀回収棟）
		粗大ごみ処理施設 1 施設	山都工場粗大ごみ処理施設
		埋立処分施設 2 施設	羽山最終処分場
			羽山最終処分場（倉庫）
	火葬場施設 2 施設		斎場
			斎場（車庫）
	消防施設 7 施設		組合本庁舎
			喜多方消防署 訓練塔
			北塩原分署
			山都分署
			西会津消防署
			西会津消防署 訓練塔
			荒木基地局
インフラ施設	光ケーブル 1 式		広域的地域情報通信ネットワーク

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 公共施設について

① 施設概要と保有状況

本組合の公共施設は、20 施設、延床面積（保有面積）は約 14,973 m²です。

内訳としては、消防施設が最も多く全体の約 41%、続いて可燃ごみ処理施設が約 19%となっております。

なお、廃棄物処理施設全体では約 46%となります。

令和6年3月1日現在

用途分類	施設分類	施設名称	構造	建築年月	経過年	延床面積 (㎡)	割合
廃棄物処 理施設	し尿処理施設	塩川工場（事務所）	RC	S41.4	57	291.00	11.21%
		塩川工場（し尿処理施設）	RC	S52.4	46	445.76	
		塩川工場（汚泥処理棟）	RC	H7.3	28	637.30	
		塩川工場（汚泥乾燥焼却棟）	RC	H9.3	26	304.88	
	可燃ごみ処理 施設	山都工場（焼却施設）	RC	H3.3	32	2,370.58	19.17%
		山都工場（車庫）	S	H3.3	32	106.97	
		山都工場（灰固形化施設）	S	H14.3	21	357.08	
		山都工場（水銀回収棟）	S	R1.8	4	36.07	
	粗大ごみ処理施設	山都工場粗大ごみ処理施設	S	H6.3	29	1,498.86	10.01%
	埋立処分施設	羽山最終処分場	S	H15.3	20	885.75	6.10%
羽山最終処分場（倉庫）		S	H15.4	20	27.04		
火葬場施設		斎場	RC	H30.1	6	1,708.53	11.80%
		斎場（車庫）	S	S55.11	43	58.57	
消防施設		組合本庁舎	RC	R3.3	2	3,406.77	41.71%
		喜多方消防署 訓練塔	RC	R3.3	2	583.26	
		北塩原分署	S	H16.11	19	562.60	
		山都分署	S	H19.3	16	532.00	
		西会津消防署	S	H8.8	27	998.77	
		西会津消防署 訓練塔	S	H8.8	27	152.40	
		荒木基地局	S	H28.3	8	9.00	
合 計						14,973.19	100.00%

② 施設の経過年数

公共施設全体の約 65%が整備から 20 年を経過しております。

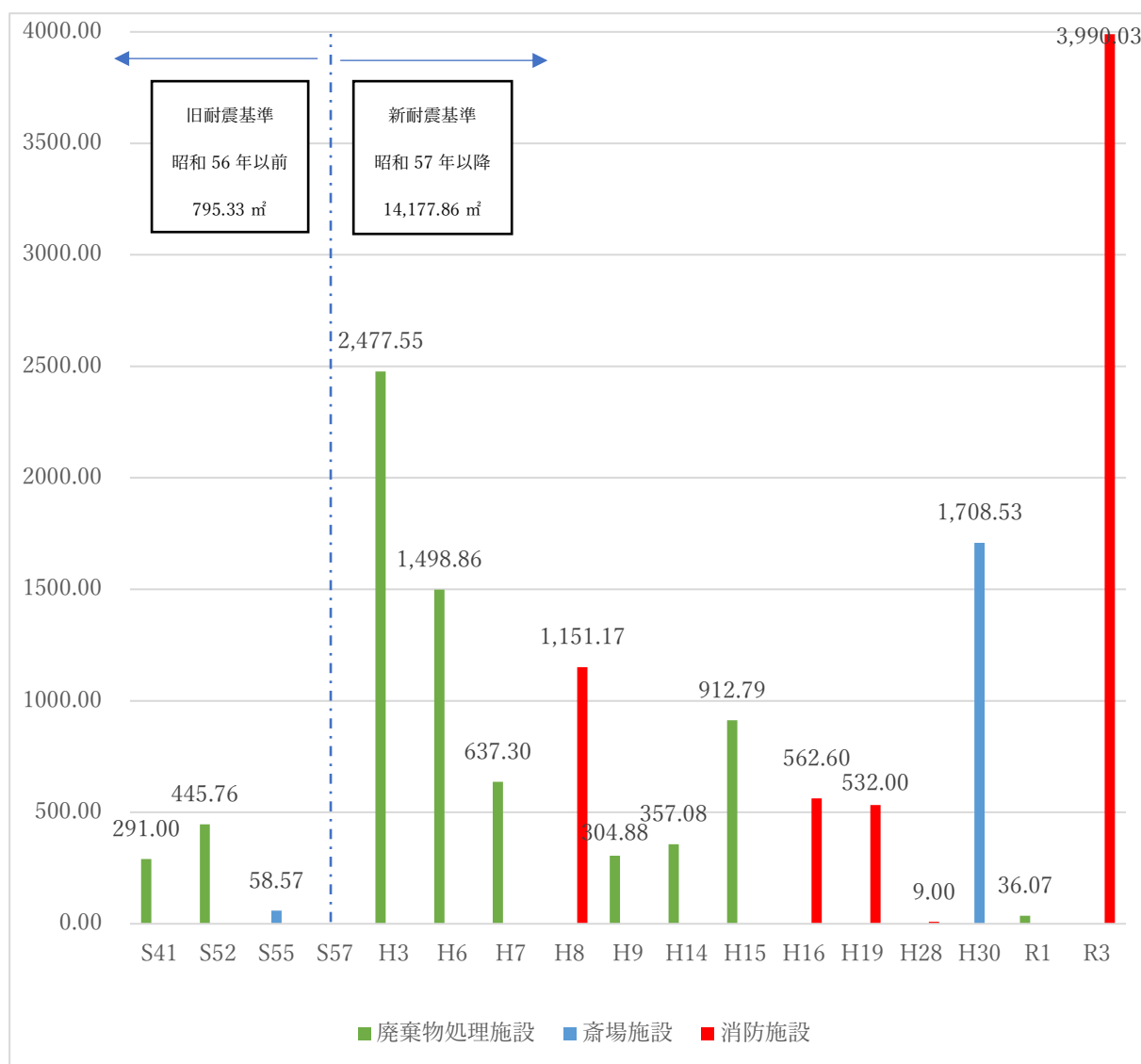
本組合 20 施設のうち整備から 20 年を経過した施設は、廃棄物処理施設が 9 施設、斎場施設が 1 施設、消防施設が 2 施設となっております。

なお、施設の大半は建築基準法が新耐震基準に改正された昭和 57 年以降に整備されておりますが、し尿処理施設の事務所ほか 2 施設は昭和 56 年以前に建築しており、室内の改修等を実施しながら使用しておりますが、必要に応じて耐震化や建て替えを検討する必要があります。

☆ 施設分類ごとの経過年数及び経過年数別の割合 ☆

		10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上	計
廃棄物処理 施設	し尿処理 施設			2 施設		1 施設	1 施設	4 施設
				942.18 m ²		445.76 m ²	291.00 m ²	1,678.94 m ²
	可燃ごみ 処理施設	1 施設		1 施設	2 施設			4 施設
		36.07 m ²		357.08 m ²	2,477.55 m ²			3,870.70 m ²
	粗大ごみ 処理施設			1 施設				1 施設
				1,498.86 m ²				1,498.86 m ²
	埋立処分 施設			2 施設				2 施設
				912.79 m ²				912.79 m ²
火葬場施設		1 施設				1 施設		2 施設
		1,708.53 m ²				58.57 m ²		1,767.10 m ²
消防施設		3 施設	2 施設	2 施設				7 施設
		3,999.03 m ²	1,094.60 m ²	1,151.17 m ²				6,244.80 m ²
棟数 計		5 施設	2 施設	8 施設	2 施設	2 施設	1 施設	20 施設
構成比		21.05%	10.53%	42.10%	10.53%	10.53%	5.26%	100.00%
延床面積 計		5,743.63 m ²	1,094.60 m ²	4,862.08 m ²	2,477.55 m ²	504.33 m ²	291.00 m ²	14,973.19 m ²
構成比		38.36%	7.31%	32.47%	16.55%	3.37%	1.94%	100.00%

☆ 整備年度別の施設面積 ☆



(2) インフラ施設について

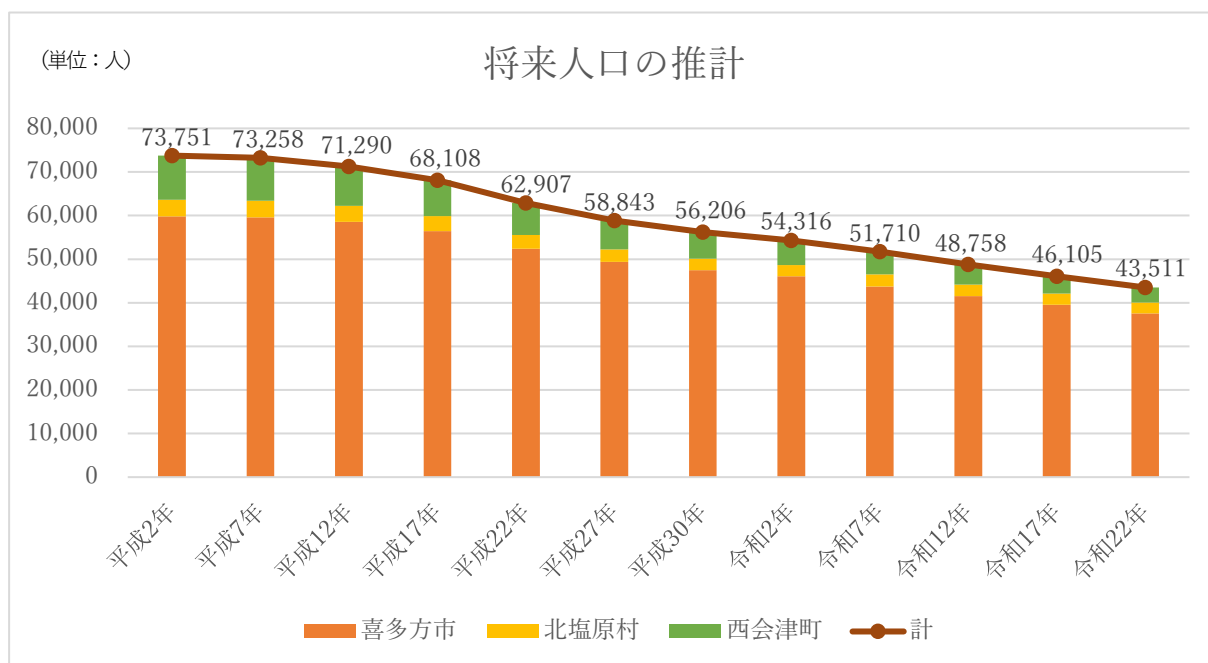
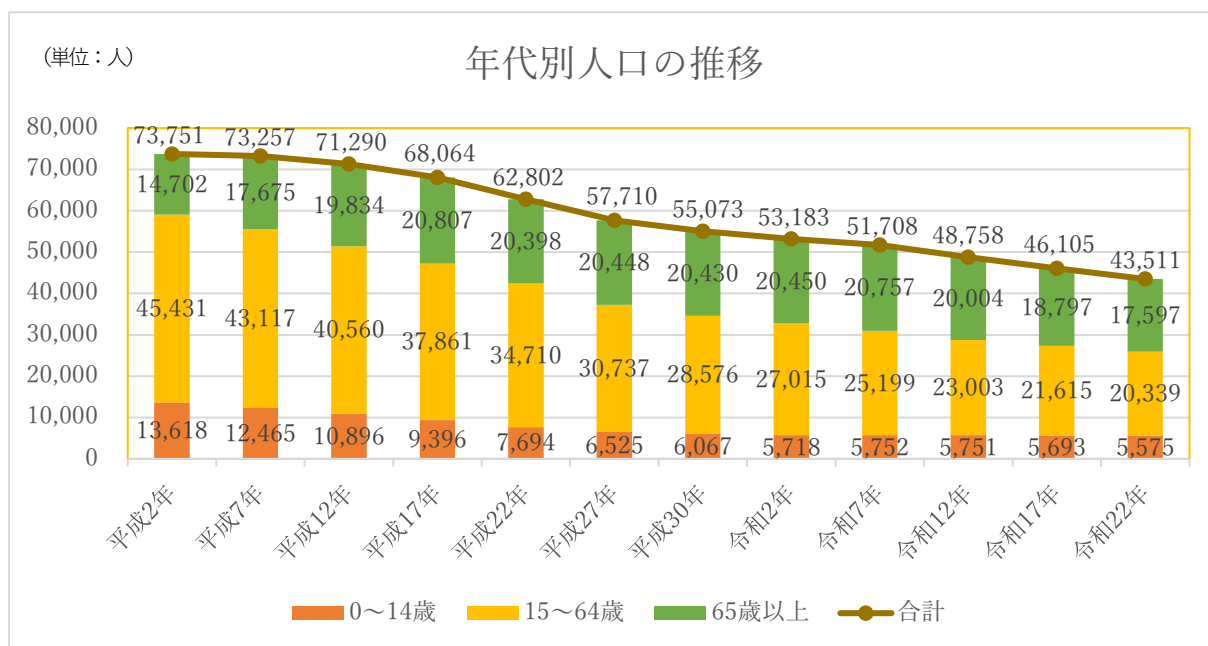
本組合ではインフラ施設として、光ケーブル総延長 155.40 kmを管理しています。
現在 21 年が経過し、今後、老朽化の進行が見込まれます。

分類	施設名称	竣工年	経過年	延長(km)
光ケーブル	広域的地域情報通信ネットワーク	H14	21	155.40

2 人口の見通し

本組合の構成1市1町1村の人口は、平成12年頃まで7万人台で緩やかに減少し、平成17年には6.8万人、平成27年には5.8万人に減少し、その後も減少傾向は続くと予測されます。

また、構成市町村の年代別の人口推移については、圏域内においても全国と同様に少子高齢化が進んでおります



◆H27までは国勢調査より抜粋

◆平成30・令和2年は福島県の推計人口より抜粋（H30.4.1現在、R2.4.1現在）

◆令和7年以降は、構成市町村が策定した人口ビジョン等を基に組合が推計

◆年齢3区分別人口は、年齢不詳を除くため、総人口と一致しない場合があります。

3 財政の状況

(1) 歳入の状況

歳入合計について、平成 26 年度にかけては約 20 億円で推移しておりますが、平成 27 年度以降増加となっております。

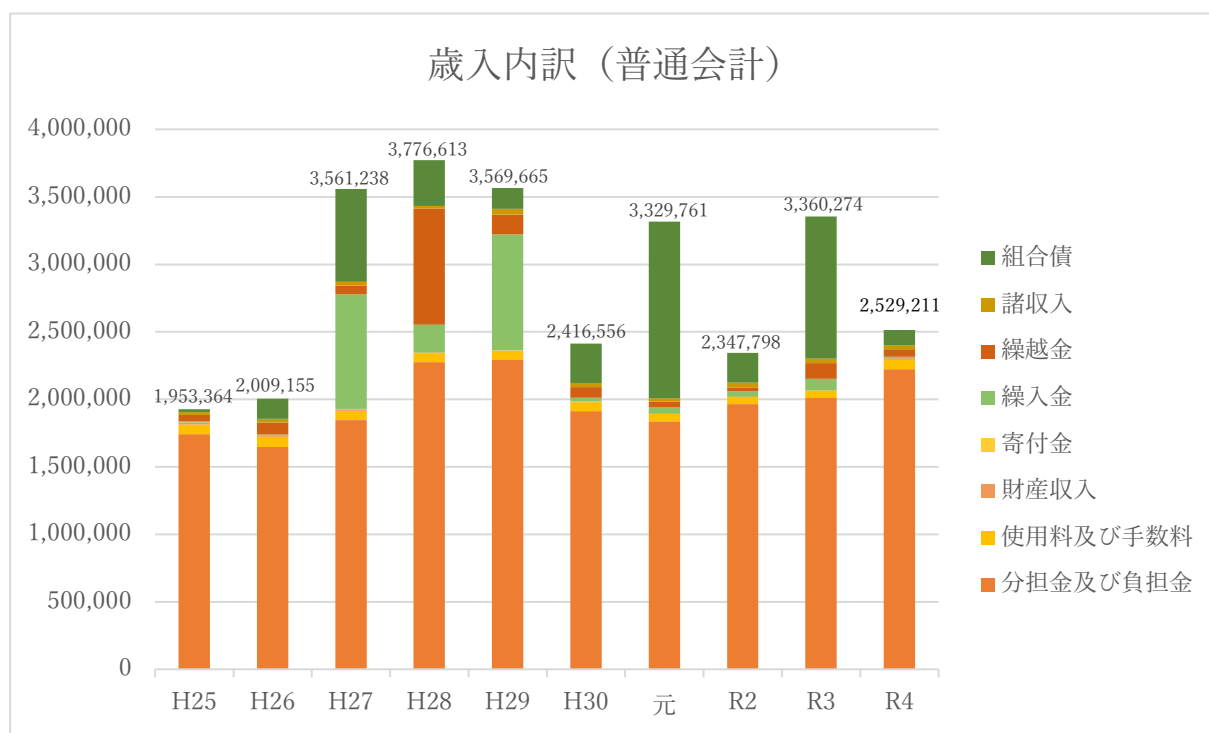
平成 27 年度においては、喜多方地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の廃止による基金からの繰入金と、消防救急デジタル無線整備工事に伴う組合債の増加が主な要因であります。

平成 28 年度及び平成 29 年度については、新斎場建設事業に伴い、例年約 17 億円から約 19 億円で推移していた構成市町村からの分担金及び負担金が約 23 億円に増加し、さらに、平成 28 年度は前年度の基金繰入金に係る繰越金、平成 29 年度はあいづふるさと基金廃止に伴う繰入金及び斎場建設に伴う施設整備等基金からの繰入金が増加の主な要因となっております。

さらに、平成 30 年度から新消防庁舎建設事業に着手したことに伴い、組合債が増加しております。

令和 4 年度からは、新最終処分場建設事業が開始となり、その後、可燃ごみ処理施設の更新が予定されております。し尿処理施設につきましても施設の更新等の検討が進められている状況であり、その財源確保が課題となっております。

大型の建設事業等、歳出の一時的な増加が見込まれる際には、組合債や施設整備等基金の繰入金により歳入を確保している現状です。

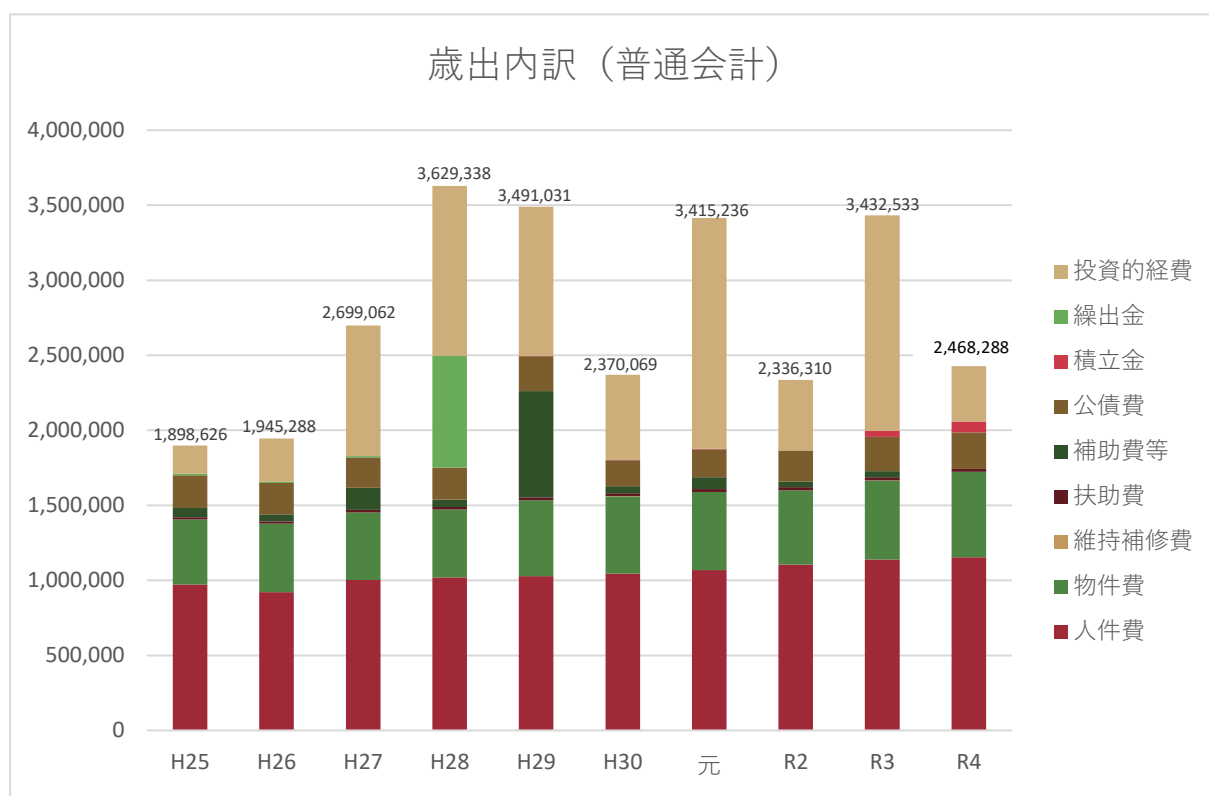


(2) 歳出の状況

歳出合計について、平成 26 年度にかけて約 19 億円から 20 億円で推移しており、人件費が約 10 億円と総額の約 50%を占めています。

平成 27 年度以降、歳出合計は増加しておりますが、これは、施設の整備・維持補修に係る経費である投資的経費の増加が主な要因であり、平成 27 年度は消防救急デジタル無線整備工事、平成 28 年度、29 年度は新斎場建設及び廃棄物処理施設の更新工事、平成 30 年度以降は新本庁舎建設事業及び廃棄物処理施設の更新工事によるものです。

なお、近年は老朽化した環境センター各施設の維持整備に係る経費が増加しています。

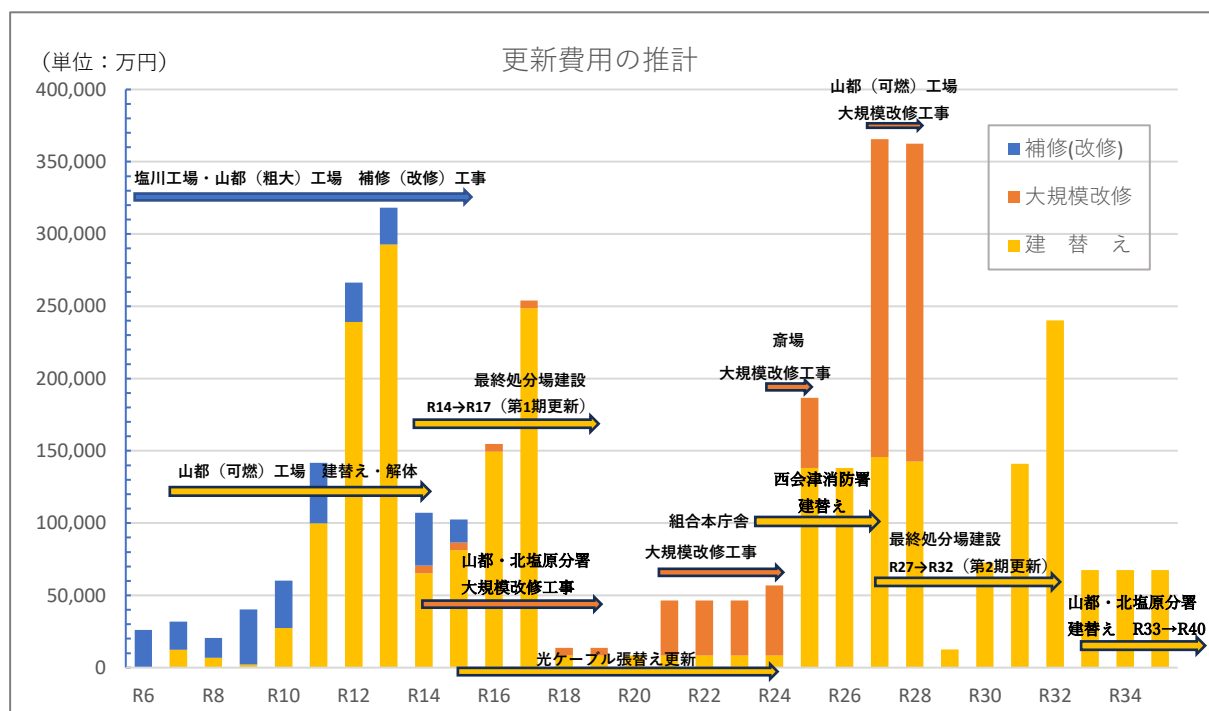


4 更新費用の推計

今後 30 年間の更新費用については、塩川工場（し尿処理施設）及び山都工場（粗大ごみ処理施設）の整備方針について現在検討中であることから、今後 10 年間の補修（改修）費用推計のみ計上することとし試算しました。（条件設定については、17 頁に記載）

この条件による更新費用は、令和 34 年度までで 287.7 億円（うちインフラ施設 8.5 億円）との推計です。

なお、令和 14 年度供用開始に向け、令和 7 年度より山都工場（可燃ごみ処理施設）の更新事業が予定されており、塩川工場（し尿処理施設）及び羽山最終処分場（埋立施設）の整備については、令和 14 年度以降となる見通しです。



※ 1 本推計は、前提条件を基に機械的にシミュレーションしたものであり、実際のコストとは異なります。

※ 2 山都（可燃）工場建替え以降の更新に伴う解体費用等は含めておりません。

5 財源の状況及び今後の見通し

前述の更新費用の試算に基づき、施設の維持管理、修繕、大規模改修及び更新等を行っていく場合には、本組合の財源の大部分は構成市町村からの負担金であるため、構成市町村の財政状況を十分に考慮し計画的に行うことが求められます。

また、今後の検討から、施設規模の効率化等から事業費の削減や、計画的な事業年度の設定により単年度負担の平準を図る必要があります。

併せて、国庫補助金や交付税措置のある有利な地方債の充当等により、構成市町村の負担金軽減や平準化を図っていくこと、さらに、計画的な施設整備等基金等への積立てについても検討していく必要もあると考えられます。

なお、組合債への依存度が高くなる場合、その後の償還は構成市町村からの負担金を充てることを十分に認識し、事業を進めていく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間

本計画の期間については、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、令和6年度から令和35年度までの30年間とします。

なお、塩川工場、山都（粗大）工場の整備について検討中であり、方針が具体化された場合は、本計画を見直しするものとします。

2 取組体制の構築及び情報共有

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、構成市町村と連携しながら、広域事業計画や各方針等に基づき、各種施策や事業を実行します。

3 現状や課題に関する基本認識

（1）人口減少及び少子高齢化

構成市町村の人口は、平成12年の約7.1万人から令和2年には約5.4万人に、令和22年には約4.3万人（令和2年比で約20.3%減）に減少すると予測されています。また、令和2年の人口構成は、14歳以下が10.7%、15～64歳が50.8%、65歳以上が38.5%であり、今後も少子高齢化が進行することも予測されます。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質の変化が予想されるため、住民のニーズを把握した上で、各施設の最適な規模及び機能を検討する必要があります。

特に、廃棄物処理施設については、人口減少により、廃棄物の排出量の減少が考えられるため、更新等の際に、施設の規模や能力、運転計画の見直しを検討する必要があると考えられます。

（2）公共施設等の老朽化

本組合の公共施設の整備状況を見ると、平成3年以前に整備された廃棄物処理施設を中心に老朽化が進んでおり、さらに、10年後には13施設が施設整備から30年を経過することになります。

また、インフラ施設である光ケーブルについても、10年後には整備から30年を経過することになります。

特に、廃棄物処理施設の老朽化等の対策は、施設機能維持の観点から喫緊の課題であり、社会情勢等を勘案しながら施設規模等を検討する必要があります。

（3）公共施設等の整備に係る財源

施設機能を維持するためには、維持管理経費などの経常的な費用が必要であり、加えて施設の老朽化に伴う更新、大規模修繕なども見込まれます。

今後、更新や大規模修繕等に係る費用の増加が懸念される一方で、組合の主たる財源

である市町村負担金の増加抑制が求められ、さらに、平準化が大きな課題となっています。公共施設等の整備に係る財源には限りがあることを職員一人一人が十分認識し、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおりとします。

① 計画的な老朽化対策

老朽化が進むにつれて、施設の性能は徐々に低下し、適切な時期に処置を行わないと、予期せぬ事故が発生したり、必要な時に性能を発揮できなかったり、安全面と機能面の両面で様々な不具合が発生します。

そのような事態を避けるために、計画的に補修や改修、更新等の老朽化対策を行い、施設の安全性と機能を維持します。

② 社会状況等の変化に応じた見直し

今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質も変化することが予想されます。その時々为社会状況の変化や法令・各種基準等の変更を踏まえて、適正な規模・機能に見直しを図ります。

③ 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減

構成市町村の負担金の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保するために、効率的な管理運営に努めるとともに、予防保全と事後保全を組み合わせながら、施設の維持管理経費の低減化に努めます。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施について

施設等の損傷や腐食及び経年劣化による破損等は、未然防止または軽微な段階での発見対応が重要との考えから、定期的な施設の整備や精密機能検査は元より、日々の点検により施設状況を適時把握し、予防保全的な視点での対応を実施します。

また、本組合の多くの施設では職員が24時間体制で勤務しており、停止することのできない設備等も有していることから、点検及び診断により発見された不具合については、早急な対応を図るとともに、災害時においても施設機能を果たせるよう施設及び設備の適正な管理に努めていきます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施について

予防保全型維持管理を強化することにより、維持管理・修繕の効率化・平準化に配

慮していきます。ただし、近々に更新・大規模改修等が見込まれる場合は、その直前の予防保全は極力精査の上実施し、経費の抑制を図ります。

また、施設の更新及び新設については、現状と比較し同等規模以下・必要最小限の規模とし、他の施設との複合化についても検討することにより費用の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。

③ 安全確保の実施について

施設等の安全確保は、利用者の安全かつ安心な施設利用と職員の労働災害防止が前提条件であるため、点検・診断の結果、高度の危険性が認められた場合には、安全確保を最優先としてソフト・ハードの両面から各種対策を実施します。

特に外壁等の剥離落下や敷地内の陥没等高い危険性が認められた場合、バリケードの設置等安全対策を施したうえで早急に修繕等を実施します。

④ 長寿命化の実施について

点検・診断等の実施方針に基づき得た結果を活用し、これまでの事後保全から未然防止または軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理の推進により施設の長寿命化を図ります。

また、今後大規模改修を必要とする施設については、長寿命化対策を改修工事に併せて実施する等ライフサイクルコストの縮減を検討します。

⑤ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について

職員一人ひとりが公共施設等の現状や本計画の導入意義を十分に理解し、経営的視点をもって、全体の最適化を意識した維持管理を図っていきます。

また、公共施設等の適正な維持管理や更新等に係る経費については、全体の予算編成状況を踏まえる必要があるため、施設所管所属と財政担当所属との連携を図ります。

⑥ 民間活力導入の実施について

施設の管理運営について、民間事業者等の技術能力や資金を活用し、施設の整備、更新、維持管理や運営を効率的に行うことを検討します。

具体的には、施設整備や維持管理にあたって、官民連携によるPPP手法の導入を検討していきます。

⑦ 構成市町村との連携の推進について

構成市町村との情報共有、施設等の複合的利用等について、今後、検討していきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、施設類型別の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

1 廃棄物処理施設

(1) し尿処理施設

し尿処理施設は、昭和42年度に処理能力72k1/日の喜多方市外3町2ヶ村衛生組合の施設として操業を開始し、昭和46年4月に本組合が設立し、昭和48年4月に本組合に移管され、昭和52年度に102k1/日の消化方式の規模とする増設工事を行いました。

その後、平成6年度に既存施設のうち50k1/日を浄化槽汚泥専用施設として更新し、さらに、平成8年度には、脱臭設備、汚泥乾燥焼却設備等を更新する基幹的施設整備工事を行いました。

し尿等の搬入量は、年々減少傾向にあるものの、施設は竣工から46年以上が経過し耐用年数を大幅に超えています。現在は計画的な修繕を実施しているものの施設の老朽化は著しい状況となっております。

このことから、計画的に維持管理を行い機能の維持・延命化を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）における課題、将来目標等も踏まえ、今後、新設と延命化、さらには構成市町村の下水道施設への投入等、整備方針の検討を進めていきます。

(2) 可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分施設

可燃ごみ処理施設は、平成3年3月に90t/16h（45t/16h×2 炉）の処理能力として竣工後、平成14年3月にダイオキシン類規制に適合させるための排ガス高度処理・灰固形化施設整備工事を行いました。

また、粗大ごみ処理施設は、平成6年3月に40t/5hの処理能力として竣工し、不燃ごみや粗大ごみの選別、破碎処理をしています。

これらの処理施設から排出される焼却灰や資源化不適物に関しては、埋立処分場にて最終処分されており、この埋立処分施設は、平成15年3月に埋立容積88,300 m³として供用開始しております。

可燃ごみ処理施設は、稼働後30年以上が経過し、施設本体の老朽化が進行しており、また、近年のごみ質の高カロリー化により今後はごみの焼却に伴う炉への負担増加が見込まれ、炉の老朽化とそれに伴う処理能力の低下が今後急速に進む可能性があり、粗大ごみ処理施設についても、焼却処理施設と同様、供用開始から29年以上が経過し、施設本体の老朽化が進行していることから、可燃ごみ処理施設については令和13年度を目途に施設の更新を、粗大ごみ処理施設については今後次期施設の整備方針の検討を進めていきます。

埋立処分施設については、更新事業スケジュールを可燃ごみ処理施設の更新後に変更したことから、工事再開を令和14年度とし、令和18年度供用開始に向け進めてまいります。

2 斎場施設

本組合の斎場は、約 50 年の稼働による老朽化に伴い、平成 30 年 1 月に火葬炉 3 基の新施設を建設し供用開始しておりますが、施設等の損傷や腐食及び経年劣化による破損等は未然防止または軽微な段階での発見対応が重要との考えから、法定点検実施の徹底は元より、日々の点検により施設状況を適時把握し、予防保全的な視点で対応をしていきます。

3 消防施設

消防施設は、消防・救急の要となる災害活動拠点施設であり、本組合は、消防本部及び 2 署 2 分署体制で消防業務を行っています。

この内、消防本部及び喜多方消防署は、老朽化等の理由から令和 2 年度に新庁舎を建設しましたが、今後も予防保全的な視点で適正な維持管理に努めるものとします。

他の西会津消防署、北塩原分署及び山都分署については、財源等に配慮しながら、地域防災拠点としての役割を果たすため、計画的に維持管理・更新を行い、機能の維持・延命化を図ります。

4 光ケーブル

平成 14 年度に広域的地域情報通信ネットワークとして整備し、現在総延長 155.40 km を管理しており、住民生活に支障が出ないよう点検・診断を定期的の実施し、適切な維持管理、修繕と更新を行います。

また、劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を実施するとともに、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施していきます。

第5章 フォローアップの実施方針

1 進行管理

公共施設等総合管理計画を確実に実行するために、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗状況や実施効果を確認・検証して適切にマネジメントを行います。

また、今後の社会情勢及び地域環境等の変化、構成市町村の財政状況や計画の進捗状況等を踏まえて、概ね10年毎に計画の見直しを行います。

なお、塩川工場、山都（可燃）工場の整備について検討中であり、方針が具体化された場合は、本計画の見直しを行います。

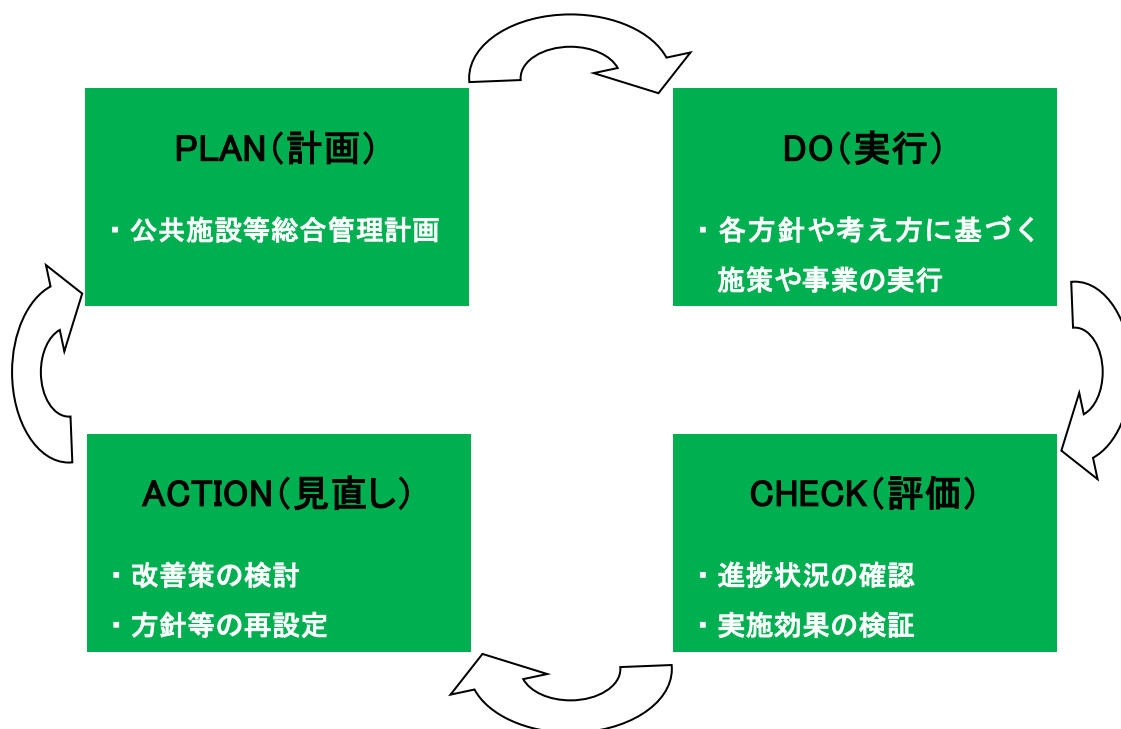
2 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、構成市町村と連携しながら、各方針や考え方にに基づき、各種施策や事業を実行します。

また、公共施設の利用状況、修繕履歴等について各所属と情報共有を図り、公共施設等の現状をいつでも把握できる体制を確保します。

3 情報の公開

本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、組合ホームページを活用し積極的に圏域住民の方々への情報の発信に努めます。



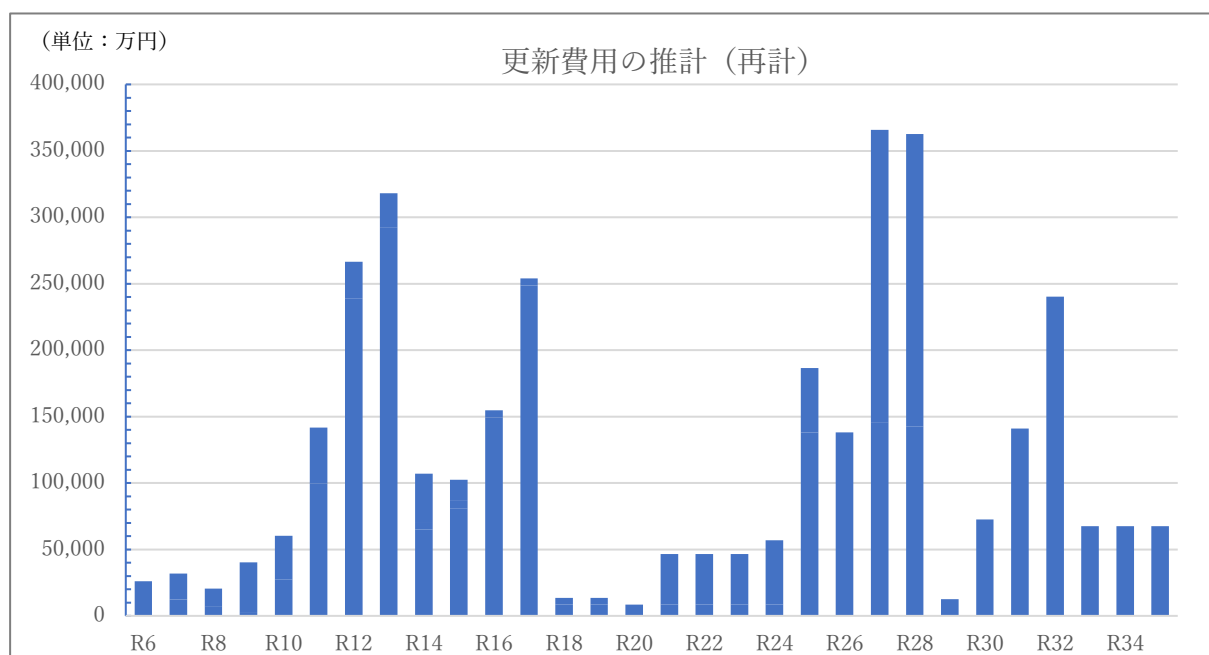
参考 将来更新費用の推計の条件設定

施設ごとの更新費用については、塩川工場（し尿処理施設）及び山都工場（粗大ごみ処理施設）については、各施設とも整備方針を検討中であるため、喜多方地方広域事業実施（財政運営）計画（以下「実施計画」という。）から、今後 10 年間の補修（改修）費用のみを設定しました。

山都工場（可燃ごみ処理施設）及び羽山最終処分場（埋立処分施設）についても、実施計画から更新費用及び補修（改修）費用を設定しました。

火葬場施設については、火葬炉設備が特殊であるため、現施設の建設事業費（資材等高騰分+20%）から、消防施設については、直近に建設した新本庁舎消防庁舎の建設事業費の 1 m²あたりの単価から、それぞれ建替と大規模改修の場合の費用を設定しました。広域的地域情報通信ネットワークについても、設備類が特殊であることから、現施設の建設事業費（資材等高騰分+20%）から更新費用を設定しました。

なお、埋立処分施設については、使用期間 15 年で建替えとする条件を設定し、火葬場施設及び消防施設については、30 年で大規模改修、建設後 60 年で建替えとする条件を設定し、広域的地域情報通信ネットワークについては、供用開始後 30 年で更新とする条件を設定しました。



○ 費用の推計についての共通事項等

- ① 土地取得費、造成等工事費、既存施設の解体費用等は含めておりません。
- ② 改修建替の面積等は、既存施設に同じとします。
- ③ 大規模改修費用の算定は、更新費用の 60% で試算します。
- ④ 廃棄物処理施設以外の施設に係る補修（改修）費用についても、実施計画からの設定としています。